

上天草市サッカー協会規約

第1章 名 称

第1条 本会は上天草市サッカー協会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は上天草市内におけるサッカー競技の健全な普及発展と競技力の向上を図る事を目的とする。

第3章 組 織

第3条 本会は日本サッカー協会制定のサッカー競技規則によりサッカーを行う団体であって本会に加盟登録された者をもって組織する。

第4条 本会に個人会員をおくことが出来る。本会の目的に賛同し本会の普及発展に寄与するものを個人会員とする。

第5条 本会に、次の部会を設ける。

- (1) 地域部会
- (2) 社会人部会
- (3) 学校部会
- (4) 審判部会
- (5) 指導者部会
- (6) 女性部会

第4章 事 業

第6条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 競技会及び講習会の主催、後援及び認可
- (2) 競技技術・審判技術の指導研究
- (3) 競技の普及・強化及び広報、宣伝
- (4) その他必要な事項

第5章 役 員

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 15名以内(うち会長1名、副会長1名、専務理事1名、会計理事1名)
- (2) 監事 2名 (理事と監事を兼ねることはできない)

第8条 会長、副会長、専務理事、会計理事、及び監事は、理事会で推薦し総会において選任する。

2 理事は各部会から選出する。

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を行う。
- (3) 理事は会務の審議及び執行にあたる。
- (4) 専務理事は会長の命を受け会の庶務にあたる。
- (5) 会計理事は本会の会計をつかさどる。
- (6) 監事は本会の会計を監査し会長に報告する。

第10条 役員の任期は2年とし再任はさまたげない。欠員が生じた時は前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

第11条 本会の会議は、総会、理事会、及び部会とする。

第12条 総会は会長が招集し、会長が指名する者が議長となる。

- 2 理事会は会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 部会は会長が招集し、部会代表者が議長となる。

第13条 総会は加盟団体を代表する者の過半数の出席により成立し、出席者の過半数でこれを決する。

- 2 総会には加盟団体の代表する者以外の会員も出席し自由に意見を述べることができる。但し採決の場合、表決に加わることはできない。
- 3 理事会の会議成立及び表決は総会の規定を準用する。
- 4 部会に関する事項は部会で決定する。

第14条 総会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 会長、副会長、専務理事、会計理事、及び監事の承認
- (2) 事業計画及び予算・決算の報告と承認
- (3) 本会規約の改廃
- (4) 理事会に委任する事項
- (5) その他重要な事項

第15条 理事会は、次の事項を審議し執行する。

- (1) 役員改選に伴う会長、副会長、専務理事、会計理事、及び監事の推薦
- (2) 事業計画の立案及び予算案の作成、決算の審議
- (3) その他総会に提案する議題の事前審議、作成
- (4) 総会で理事会に委任された事項
- (5) 本会の諸規程の制定・改廃

第16条 部会は、本会及び部会に関する事項について審議する。

2 部会は、本会の役員となる理事を選出する。

第7章 会 計

第17条 加盟団体は、新規加盟団体は加盟時に、既加盟団体は毎年ごとに、登録料を納入しなければならない。個人会員は毎年ごとに、会費を納入しなければならない。
2 登録料及び会費は別表1のとおりとする。

第18条 本会の経費は次にあげるものをもって充当する。

- (1) 登録料
- (2) 会費
- (3) 事業収入
- (4) 補助金
- (5) 寄付金
- (6) その他

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 この規約に定めのない事項については、理事会に諮って会長が定める。

附 則

- 1 この規約は2005年（平成17年）5月18日より施行する。
- 2 2006年（平成18年）4月27日一部改正。

別表1（第17条関係）

登録者の種別	登録料または会費の額	備 考
小学生以下の団体	1,000円	1. 登録者が混合する団体は上位の登録料とする（代表者・指導者を除く）。 2. 上記団体が、2以上の種別大会に出場する場合は、その種別ごとに登録料を納めなければならない。
中学生の団体	1,000円	
高校生の団体	2,000円	
一般の団体	2,000円	
個人会員	1,000円	